

優良な営業者への優遇措置

特例風俗営業者の認定

風営適正化法では、公安委員会は、過去10年以内に風営適正法に基づく処分を受けたことがないなどの基準に該当する風俗営業者を、その申請により、特例風俗営業者として認定することができることとしている。

特例風俗営業者には、

- 営業所の構造及び設備の変更は、事後の届出で可
(本来は事前承認が必要)
- 管理者に対する二回目以降の定期講習を免除
- 許可証の掲示に代えてマル優マークの認定証を掲示の特例措置が設けられている。

第 号	
<h1>認 定 証</h1>	
<h2>料 理 店 営 業</h2>	
<h1>優</h1>	
<small>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第10条の2第1項の規定により認定する。</small>	
氏名又は名称	
営業所の所在地	
営業所の名称	
営業所の種別	法第2条第1項第 号の営業
年 月 日	
公安委員会 印	